

行財政改革大綱後期実施計画

実施事項名	情報公開システムの確立			重点項目番号	9				
現状、問題点、必要性 (なぜやるのか)	【現状】 情報公開は申請者からの請求に基づき、文書を保有する部署が写を交付するという形式で行われている。 【問題点、必要性】 現在の情報公開請求の方法では請求者への開示時間、情報を開示する職員の労力が必要となる。情報公開システムの構築には市役所内の全ての決裁を電子化する必要があり、文書と会計はシステム化されている。 【現状の客観的な説明】 情報のすべてが電子化されていない状況から、現在の公開手法で行う以外にはない。			番号	③				
				担当課(執行する課)	企画振興部 情報政策課				
				責任者名(執行責任者)	情報政策課長 松村賢次				
				担当課電話番号	22-9625				
対象等(なにが、だれが)	伊賀市が保有する情報			財政効果額(千円) (いくら削減されるのか、いくら収入増となるのか)	【金額】 【算定根拠】 ※本事業による直接の効果額は算定できない。				
成果(対象がどうなるのか)	市民への情報の公開、共有が進展する。								
実施する内容・目標数値 (対象を成果の状態にするために、何を、いつまでに、どのようにやるのか)	【実施内容】 文書管理・電子決裁システムの構築後、文書目録の公開が可能となる情報公開システムを開発、稼働させる。 【目標数値】 《最終目標》 電子決裁システムの稼働に向けた検討を行う。 《平成20年度の目標》 市役所職員にかかる庶務システムを稼働させる。 《平成21年度の目標》 紙ベースで行われている決裁にかかるシステムの開発に向けた研究を行う。 【目標の客観的な説明】 文書目録が、常に公開されている状態となり、自宅からでも市役所内の文書が閲覧できる状態となる。			特記事項					
目標を達成するための活動指標(全体目標を達成するために個別に実施する項目) (何をどれだけやるのか)	活動指標名	目標値	定義・算定式	行程表(いつまでにやるのか)					
				平成20年度		平成21年度		平成22年度	
				4月	10月	4月	10月	4月	10月
	情報公開システム導入についての調査・研究		システム導入に向けての調査・研究を行う。						
	庶務システムの稼働		市職員にかかる退出管理や各種届出を電子化する。						